



参院選公示日 糸満喜屋武岬での第一声(2025年7月3日)

平和の1議席を タカラからタカラへバトンタッチ!

ハイサイグスーヨー チュー ウガナビラ。戦後80年の今年、あらためて平和について振り返る通常国会となりました。日本の外交姿勢や沖縄戦の歴史認識に対する国会議員の発言に批判が集中しました。

2022年2月24日以来、戦火のやまないロシア・ウクライナ戦争は、複雑な人種的、歴史的背景からNATO加盟問題も絡んで、解決の糸口が見えなくなっています。

2023年10月7日に始まったイスラエルの軍事侵攻、とくにガザ地区における住民虐殺は国際法違反のジェノサイド(特定の民族、人種集団等を滅ぼそうとする大量殺戮)であり、大変な人道危機です。このような危機に面し、日本はどのような姿勢を採るべきか。ここでも平和憲法が求める外交を徹底することに意味があります。和解でも、調停でも、仲裁でも、仲介でも、平和的手段でできることは何でもやるのが求められます。欧米に追従、同調するだけでは、アジア・アフリカ・南米の国々の期待や信頼は薄れていくだけです。

私は国会の中で一貫して、平和憲法を基底に置いた「法の支配」を主張してきました。最初の3年は法務委員会で、特に民法における差別問題、選択的夫婦別姓導入について取り上げ、法改正の必要性を訴えました。選択的夫婦別姓制度は別姓を強制せず、これまで通り同姓を望む夫婦にとっては、何の問題もないものです。多くの女性が婚姻によって夫の姓を強制され、アイデンティティの喪失を訴えています。選択的夫婦別姓の導入を求める国会請願や要請行動は、主に女性たちにより行われてきました。これは個人の尊厳や自己決定権を謳う憲法13条、性別による差別を禁じた憲法14条、家族領域における男女平等を定める憲法24条などが絡んだ重要な憲法問題であり、人権の問題です。

後半3年の外交防衛委員会においても女性差別撤廃条約を取り上げ、G7で唯一、夫婦同姓を法律で強制している国は日

本だけであることを強調し、選択的夫婦別姓制度の導入を訴えました。また、同委員会では、繰り返される米軍人による性暴力事件をはじめ、米軍基地関係の事件、事故や抗議集会、抗議行動を迅速に取り上げました。

ひめゆり資料館の展示資料に対し、「歴史の書き換え」などとした、いわゆる「西田発言」は、「この世の地獄を集めた」と言われる沖縄戦の戦没者や遺族、体験を語り継いできた人々を愚弄するものです。それとともに沖縄戦の歴史を検証してきた研究者と研究結果を軽んじるものでもあります。歴史を歪曲しようとする人々は西田氏以外にも多く存在しており、発言は個人の見解に矮小化するべきではありません。私は即座に外交防衛委員会、ODA・沖縄北方特別委員会で追及しました。今夏の参院選、那覇市議選をはじめ、各選挙においても争点化し、歴史の歪曲を決して許さないことを示していかなければなりません。

今国会で、私は参議院議員としての6年の任期を終えました。この間、物心両面において、皆様から頂いたご支持、ご支援に対し、深く感謝を申し上げます。私の後を継ぐ参議院議員候補者として、教え子で憲法学者の「タカラさちか」さんが立候補しています。また、参議院議員選挙と同日に行われる那覇市議会議員選挙に、沖縄社会大衆党公認の「ずけらんりか」さんが立候補予定となっています。世界のジェンダーギャップ指数は148か国中118位、とりわけ女性の政治参画は125位と下位にあります。女性を国会、議会に送ることは、日本における女性の生きづらさを解消し、ジェンダー平等を推進するためにも大変重要な意義があります。皆様におかれましては、参議院議員選挙では「タカラさちか」さんに、那覇市議会議員選挙では「ずけらんりか」さんに温かいご支持、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りしています。

国会報告 第217回国会



外交防衛委員会での最後の質問(2025年6月12日)

今年1月24日に召集された通常国会(第217回国会)は、6月22日に閉会しました。

通常国会で成立した法案は、閣法58本、議員立法17本の計75本でした。

1月30日の施政方針演説で石破茂首相は、「基地負担の軽減、駐留に伴う諸課題の解決に引き続き取り組みます」と述べたものの、具体策は示しませんでした。一方で、「日米同盟は我が国の外交・安全保障政策の基軸」として「日米の協力を更に具体的に深化させ」と述べるなど、基地に起因する性暴力、爆音、環境汚染に苦しむ沖縄を一顧だにしない演説を行いました。

◆ 外交防衛委員会

3月24日の外交防衛委員会(委嘱審査)の所信質疑では、未だに米国一極が世界の構造だと思い込み、「多極化」した国際秩序という見方ができていない問題を質問しました。

4月8日の外交防衛委員会(JICA法質疑)では、ロシアのウクライナ侵攻以降、日本がウクライナに行った援助と行うことが決まっている援助について質問しました。また、「国際法上、武力の行使が合法となるのは、安保理決議がある場合と集団的自衛権を含む自衛権行使に該当する場合だけ」にもかかわらず、NATOのセルビア攻撃ではいずれもなかった問題を取り上げました。

4月17日の外交防衛委員会では、西側諸国においても「NATO東方拡大が、ロシアを武力侵攻に追い込んだ」との見解があることを、外務省が当時の総理や外務大臣に伝えていたか尋ねました。また、ウクライナ戦争の本質を見誤り、軍拡と西側諸国との軍事的連携の強化という、危険な方向に進んでいる問題を指摘しました。

4月22日の外交防衛委員会では、世界屈指の経済学者ジェフリー・サックス教授の「平和の地政学」を取り上げました。ウクライナ戦争から、「アメリカに、代理戦争の駒とされてはいけない」という正しい教訓を学ぶのではなく、「侵略されないために、アメリカとの軍事的結びつきを強化する」という正反対の方向に進んでいることに懸念を表明しました。

5月13日の外交防衛委員会では、海上自衛隊に特殊部隊を創設した伊藤氏と、「危機に瀕する防衛大学校の教育」で告発した防衛大学校の等松教授の認識を紹介したうえで、「防衛省・自衛隊には、改善を口にする疎まれ苦勞する風通しの悪さがある」との石破総理のかつての指摘について中谷大臣の見解を尋ねました。

5月15日の外交防衛委員会では、沖縄の「本土復帰」の日に関連し、米軍が沖縄県内で行う演習を日米両政府が合意した非公開の515メモについて言及しました。また、陸上自衛隊で行われている、防具を着けて木製の銃で突き合う競技、「銃剣道」について、日露戦争時から進歩していない訓練を改善するよう求めました。

5月27日の外交防衛委員会では、日本は「批判的思考が育まれない一方で、報道機関への信頼度は高い。最も思想統制されやすい国」と指摘されていることから、文部科学省に対し、新聞テレビを批判的に吟味する能力を、学校教育の中できちんと養っているか尋ねました。

6月3日の外交防衛委員会では、1971年に沖縄米軍基地の「速やかな」縮小整理と核のないことを確認する衆議院決議がなされたことを引いて、整理縮小の実施や計画について尋ねました。また、日本の主権が大幅に制限されている不平等、不公平な日米地位協定の見直しを求めました。

最後の質問となった6月12日の外交防衛委員会では、沖縄県で発生した不発弾の「破裂」事故について質問しました。また、閣僚や委員から、尖閣列島について、歴史的にも、国際法上も「わが国固有の領土」と主張されていることから、沖縄分離と尖閣について質問しました。

先の戦争の反省にたち、「武力の支配」を「法の支配」に変えるということが平和憲法の理念であったにもかかわらず、沖縄県に対して力による一方的な現状変更を強行し、「法の支配」を「武力の支配」に変えようとしているのではないかと危惧を表明しました。

◆ 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会(ODA沖縄北方問題特別委員会)

5月23日のODA沖縄北方問題特別委員会の所信質疑では、沖縄県で米軍ヘリから重さ18キロのバッグが落下した問題と、西田議員のひめゆりに関する問題発言および難民申請者に対する保護費について質問しました。

活動記録スナップ



「8.10」県民大会
(2024年8月10日)



北部豪雨災害視察
(2024年11月15日)



辺野古県民大行動
(2024年12月7日)



米兵による少女暴行事件に対する抗議と
再発防止を求める県民大会
(2024年12月22日)



女性暴行事件に関する防衛局抗議要請
(2024年12月23日)



米兵による性暴力を許さない!緊急抗議集会
(2025年1月22日)



タカラ鉄美xタカラさちか
今帰仁ゆんたく会
(2025年5月24日)



嘉手納爆音総会(2024年5月31日)



やんばる海岸視察(2025年5月25日)

▼外交防衛委員会質疑時間

日時	内容	時間
3月24日(月)	委嘱審査	23分
4月 8日(火)	JICA法	26分
4月17日(木)	一般調査	23分
4月22日(火)	租税条約等4件	23分
5月13日(火)	一般調査	23分
5月15日(木)	防衛省設置法	26分
5月27日(木)	一般調査	23分
6月 3日(火)	一般調査	23分
6月12日(火)	一般調査	23分

▼政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会質疑時間

日時	内容	時間
4月18日(金)	意見交換	8分
5月23日(金)	所信質疑	21分

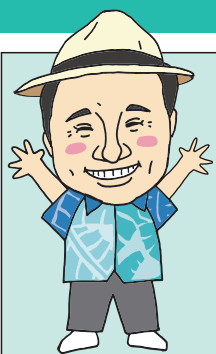
▼憲法審査会

日時	内容	時間
4月16日(水)	第2回「参議院の緊急集会について」	5分
5月 7日(水)	第3回「災害時等の選挙制度」	8分
5月21日(水)	第4回「憲法と現実のかい離」	7分
6月 4日(水)	第5回「国民投票法等について」	8分
6月18日(水)	第6回「国民投票法等について」	7分

国会活動
などを
記録します



YouTube



—高良鉄美の— 憲法コラム

憲法保障と憲法改正手続きの国民投票

憲法が自らを守るために憲法の中に制度として置いているしくみを憲法保障といいます。憲法の目的は国民の人権を守るため、国家権力を制限することです。国家権力(政府)の横暴を止めるためのしくみとして、国会の存在意義があるのです。憲法は国会を信頼して、衆参それぞれの総議員の3分の2という硬性憲法(改正手続が難しい憲法)の規定をおいているのです。こうした憲法からの信託を受けたはずの各議員が、立憲主義の理念も理解せず、とにかく早く改憲案を作れと声高に叫んでいる状態はいかなものかと危惧します。

たとえ翼賛体制による改憲案が国会で通ったとしても、憲法は国民投票を立憲主義構造における最終の憲法保障として、主権者国民に信託しています。つまり憲法保障として、最後の頼みの綱が国民なのです。憲法を壊さないための主権者への信託の意味を考えないような国民の状態があるとすれば、憲法は落胆し、むせび泣くように消えて

しまうでしょう。国民への信託を考える上では、主権者はフェイクニュース等への対応をしっかりとしなければなりません。憲法から頼りにされる主権者の責任は重いのです。

しかし、その憲法保障の一つである国民投票の仕組みそのものが法律(憲法改正手続法)によって歪められ、憲法違反の状態にあることは指摘しておきます。憲法96条の憲法改正の際の国民投票における「その過半数の同意」には現行の改憲手続法では何の縛りもなく、有効投票数の過半数とされています。簡単に言うと、憲法改正という重要な投票を、最低投票率もなく有効投票の過半数とするのは問題だということです。たとえば投票率が50%の場合、そのうち、他事記載や記載不明など無効票が3%だとすれば、47%の過半数つまり24%となり、有権者の4分の1にも満たずに憲法改正ができることになってしまいます。「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議」という憲法96条の規定との格差があまりに大きすぎます。比例原則で考えると、少なくとも過半数というのは有権者数の過半数ということになります。改正が必要と思う人が全有権者の半数を超えていれば、文句なしで改正ということになります。言い換えれば全有権者=主権者の半数も積極的な賛成がないなら、憲法保障としての主権者国民の判断は改正不可ということになります。憲法保障からすれば、整合性があるのはこのような規定であるべきです。改憲手続法は、憲法の趣旨を逸脱していると言えます。

参議院 沖縄選挙区 **タカラさちか**さんを応援してます!

タカラ
さちか



消費税減税

まっとうばーの政治へ!

日頃より高良鉄美後援会の活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

このたび高良鉄美からバトンタッチとしてタカラさちかさんが、沖縄選挙区より立候補されました。

引き続き、私にお寄せいただいた変わらぬ皆さまのご理解とご協力、ご支援をを賜りますよう、お願い申し上げます。

プロフィール

1979年1月16日(46歳)那覇市宇田原生まれ
沖縄大学 人文学部 教授 専門: ジェンダー・憲法学
米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める県民大会実行委員会 共同代表(2024年)、小禄小PTA副会長、元小禄こども園保護者会長

【職歴】2006年より琉大、沖大、沖国大、県立看護大、KBC学園(エルケア、IRC)での非常勤講師、2011年より沖縄大学人文学部福祉文化学科所属、2019年より教授職

【学歴】那覇市立小禄小(45期)、那覇市立鏡原中(16期)、昭和薬科大学附属高(21期)、北九州大学法学部法律学科、北九州市立大学大学院法学研究科修士課程修了(法学修士)、琉球大学大学院人文社会科学研究科研究生、北九州市立大学大学院社会システム研究科博士後期課程修了(博士(学術))

【好きな言葉】まっとうばー 【趣味】読書 【愛読書】憲法を实践する村(山内徳信著)

【好きな食べ物】沖縄そば 【家族】夫、子2人 【父の出身地】那覇市字金城 【母の出身地】石垣市登野城